

平成27年第4回片品村議会定例会会議録第2号

議事日程 第2号

平成27年6月12日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第46号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第47号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第48号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 発議第 2号 議会広報編集特別委員会設置について
- 日程第 6 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 7 発議第 3号 都市との交流を進める特別委員会設置について
- 日程第 8 都市との交流を進める特別委員会委員の選任について
- 日程第 9 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第10 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第46号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第47号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第48号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 発議第 2号 議会広報編集特別委員会設置について
- 日程第 6 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 7 発議第 3号 都市との交流を進める特別委員会設置について
- 日程第 8 都市との交流を進める特別委員会委員の選任について
- 日程第 9 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第10 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 2 日
平成 2 7 年 6 月 1 2 日			
出席議員 1 2 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	千 明	勉	(出 席)
第 2 番	後 藤	眞 平	(出 席)
第 3 番	萩 原	正 信	(出 席)
第 4 番	星 野	千 里	(出 席)
第 5 番	高 山	悦 夫	(出 席)
第 6 番	星 野	栄 二	(出 席)
第 7 番	梅 澤	志 洋	(出 席)
第 8 番	星 野	精 一	(出 席)
第 9 番	千 明	道 太	(出 席)
第 1 0 番	星 野	逸 雄	(出 席)
第 1 1 番	今 井	功	(出 席)
第 1 2 番	入 澤	登 喜 夫	(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	千	明	金	造							
副	村	長	木	下	浩	美						
教	育	長	星	野	準	一						
総	務	課	長	大	竹	光	一					
住	民	課	長	金	子	賢	司					
保	健	福	祉	課	長	萩	原	明	富			
農	林	建	設	課	長	山	崎	康	広			
教	育	委	員	会	事	務	局	長	佐	藤	八	郎
給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	星	野	孝	俊	
会	計	管	理	者	千	明	建	太	郎			

事務局職員出席者

事	務	局	長	星	野	勝	彦
係	長	金	子	小	百	合	

議長（星野千里君） 本日の会議を開きます。

午前10時05分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野千里君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 星野栄二君及び7番 梅澤志洋君を指名します。

日程第2 議案第46号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第1号）について

議長（星野千里君） 日程第2、議案第46号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第1号）について議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第46号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

はい、8番。

8番（星野精一君） はい、8番。

私は、平成27年度一般会計補正予算書の12ページ、民生費の5児童館費の取得についての反対討論をこれから行います。

児童館については、子育て世代と意見交換を頻繁に行い、資料を集め、認識を深め、その重要性を痛感しております。少子高齢化などにおいて家庭の子育て力、地域ぐるみの子育て力が衰退しつつある現在、そしてこれから児童館はそれらを補うための重要拠点であります。

問題は、そのような認識に基づいた広い意見を集め、熟慮を重ねた末の場所の選定なのかということでもあります。

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とする施設であります。この場合の児童とは、0歳から17歳までを言いますが、この幅広い年齢層がバランスよく集まるためには、場所の選定は最重要課題と考えておりま

す。

取得予定地は、片小との連携性においてはすぐれておりますが、逆に言えばそこしかメリットがないと私は思います。児童館は、9時半から夕方の6時まで開放されており、小学生が使うのは放課後からの時間です。むしろ小学校から中学校までの軸線上に児童館を置くことにより、異なる年齢交流、異なる世代間交流をする、言うなれば交流の駅とすることが児童館本来の目的を実現できると考えております。

また、都市部では用地取得の制約などから屋内型施設にならざるを得ませんが、用地が豊富な我が村では屋外型を兼ねた施設にすることが可能であります。取得予定地は、前と後ろに村道、少し離れたところに国道という立地要件です。これを片小、片中ラインの保育園付近に持ってきた場合に、施設から田んぼあるいは畑にフィールドワークをすることが可能となります。どちらが未来を担う子どもの情操を豊かにする場所として適しているのでしょうか。

また、児童館が機能するためには、ボランティアの参加も不可欠であります。私は5日の一般質問において、教員住宅の有効活用対策として、共生型住宅を提言しましたが、仮にこれが実現された場合、そこに住むお年寄りが、児童館ボランティアとなり、翁の知恵の伝承を行うなどのことを実行すれば、核家族の子や孫はお年寄りの知恵を引き継ぎ、お年寄りや若い世代から元気をもらえる。

児童館は、児童のための児童福祉施設ですが、お年寄りを意識的にボランティアなどに招き入れることにより、高齢者福祉にもつながるといふ共生関係、連動性が生まれます。そのためには、人の流れを考慮した、地の利のある場所に建築すべきであり、取得予定地はそこには適さないと私は認識します。

もう一つの問題点は、尾瀬の郷構想との整合性です。5月28日付のむら・ひと・しごと創生本部の基礎資料を読み込むと、役場庁舎付近に道の駅を建築し、日光、片品間のルートをつくり、120万人目標とあります。仮にこの流れが活性化をし、こちらに来た場合、国道の交通量は増し、役場周辺がにぎやかになることと予想されます。

また、中心地区活性化型町並み修復活用型のコンセプトであるからには、シャッター街を再活用しての雇用も考慮していると思います。鎌田の街道周辺を観光客を戦略的に呼び込め、お金を落としてもらい、雇用を生み出すことは大いにやるべきです。だからこそ、子育てエリアとの適切な距離が必要ではないのでしょうか。

取得予定地に施設が建ったとき、夏暑くなればサッシにもなります。そのとき前と後ろに道路で車の音、少し離れた国道では、今よりも増える交通量並びに尾瀬の郷駅によっての周辺散策におけるにぎわい、果たしてこの場所で我が村の未来を担う子どもたちが健やかに過ごせるのでしょうか。

以上の理由から、私はこの場所の用地取得に反対をします。

最後に、議員諸君に私は訴えます。我々は、議決に対して道義的責任と歴史的責任を持っております。我が村がこれからも小さくても輝く村であり続けるためには、未来を見つめ、大所高所からの聡明な判断を望むものであります。

以上です。

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

はい、11番。

11番（今井 功君） はい、11番。

私は、議案第46号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第1号）に対し賛成の立場から討論いたします。

国においては、昨年末から地方創生関連2法案を成立させ、人口減少対策や目標を定めた総合戦略を作成し、市町村も地方版総合戦略の策定を求めているところであり、片品村においても現在、片品版総合戦略策定や地方創生先行型事業を進めているところであります。

今回の児童館用地のための取得費は、片品村における地方創生の重要な一翼を担う子育て支援のためのものであります。

平成26年度の児童館の年間利用者は6,200人弱となりましたが、それ以前は1万人前後で推移し、うち90%以上は小学生が利用している現状のようです。今年度より子育て支援策として取り組みを強化し、過去にないほど幼児の利用が増加していることです。

現在の児童館は、昭和57年に建築したもので、老朽化が著しく、授乳室や多目的トイレもなく、乳幼児の専用スペースや外遊びをする広場も思うように確保できないという状況で、使い勝手も悪い上、隣接して建っている図書室は、耐震化対応ではなく、児童館利用保護者から建築整備の要望があると聞き及んでいます。この状況では、今年4月に施行された子ども・子育て支援法に基づく子育て拠点としての機能を満たすことができないのではと危惧されるところです。

来年度には小学校が統合され、村内の児童が集まってまいります。また、村担当課では空き家も含めた幾つかの候補地からこの場所を選定したと聞いております。計画している用地の取得場所は、小学校の敷地にも大変近く、魅力ある子育て支援とあわせて、児童の安心・安全を最優先に考え、好ましい場所と考えます。

どうか議員の皆様、片品村の将来を担う子どもたちのために、そして片品村が将来も輝き続ける村であるためにもご賛同いただくことを深くお願いを申し上げます、賛成の討論といたします。

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第46号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第1号）について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(星野千里君) 起立多数です。

したがって、議案第46号 平成27年度片品村一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(星野千里君) 日程第3、議案第47号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第47号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第47号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第48号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算(第1号)につ

いて

議長（星野千里君） 日程第4、議案第48号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第48号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第48号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号 議会広報編集特別委員会設置について

議長（星野千里君） 日程第5、発議第2号 議会広報編集特別委員会設置についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 星野精一君。

（8番 星野精一君登壇）

8番（星野精一君） はい、8番。

発議第2号 議会広報編集特別委員会設置についての趣旨説明を申し上げます。

議会広報編集特別委員会は、地方分権により議会の果たす役割がますます重要になっていくことから、議会活動の状況などを住民に周知し、住民の議会に対する理解と協力を深めるためにこれまでの議会だより編集委員会を、より責任のある組織とし、平成24年3月21日に設置されました。

ただし、議会広報編集特別委員会の調査期間が前議員の任期満了日と定められていたため、この平成27年4月29日に委員会が消滅となりました。

しかし、これまでの活動等を踏まえ、さらに議会活動を広くわかりやすく村民に知っていただけるように、議会広報編集特別委員会を引き続き設置しようとするものであります。

それでは、議会広報編集特別委員会設置について、ご説明を申し上げます。

名称は、議会広報編集特別委員会とする。設置根拠は地方自治法第109条及び委員会条例第5条による。

目的については、本村の議会活動に関して必要な事項を周知し、村民の議会及び村政に対する理解と協力を深めるため、片品村議会の広報紙を発行する。

委員の定数は6名とする。

調査期間は、議員任期満了日まで。議会の閉会中も継続して調査を行う。

以上のとおり、会議規則第14条の規定によりまして提出をいたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、発議第2号 議会広報編集特別委員会設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 議会広報編集特別委員会設置については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議会広報編集特別委員会委員の選任について

議長(星野千里君) 日程第6 議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

日程第7 発議第3号 都市との交流を進める特別委員会設置について

議長(星野千里君) 日程第7、発議第3号 都市との交流を進める特別委員会設置についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 星野精一君。

(8番 星野精一君登壇)

8番(星野精一君) はい、8番。

発議第3号 都市との交流を進める特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

都市との交流を進める特別委員会は、平成25年5月31日に開催した議会と区長との懇談会の際、区長会から片品村の活性化に向けて、議会の中に専門の委員会を設置し、専門家の意見を聞いたり、先進事例の調査研究を進めるなどして、何とか片品村が元気になる方法を見出してほしいという要望が出され、検討を重ねた結果、平成25年9月に設置されました。

ただし、都市との交流を進める特別委員会の調査期間が、前議員の任期満了日と定められていたため、この平成27年4月29日に委員会が消滅となりました。

しかし、これまでの議論、調査等を踏まえ、片品村を住みよく、活力のある尾瀬の郷にするため、都市との交流を促進し、今後も行政と連携して、村民とともに知恵と力を出し合っ、現在交流をしている自治体との交流をさらに深め、持続することも念頭に置きながら、議会として都市との交流促進について総合的に調査、検討及び提言を行う特別委員会を引き続き設置しようとするものであります。

それでは、都市との交流を進める特別委員会の設置について、ご説明申し上げます。

名称は、都市との交流を進める特別委員会とする。

設置根拠は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条による。

目的は、都市との交流を進めることにより、客観的評価、指摘による地域の魅力の再発見、再認識、地域産業の継承と経済の活性化、教育の質の向上、都市との共生による自立促進、姉妹都市、災害時の相互援助活動等の関係づくりなど地域の活性化に結びつけていくため、総合的に調査、検討及び提言を行う。

委員の定数は、議員全員。

調査期間は、議員任期満了日まで。議会の閉会中も継続して調査を行う。

以上のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、発議第3号 都市との交流を進める特別委員会設置についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 都市との交流を進める特別委員会設置については、原案のとおり可決されました。

日程第8 都市との交流を進める特別委員会委員の選任について

議長（星野千里君） 日程第8、都市との交流を進める特別委員会委員の選任を行います。

都市との交流を進める特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規

定により4、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

議長（星野千里君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分

午前10時30分

議長（星野千里君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（星野千里君） 休憩中に開催されました議会広報編集特別委員会及び都市との交流を進める特別委員会において、正副委員長の互選がなされ、その結果が報告されています。

お手元にお配りしました名簿のとおり決定しました。

日程第9 閉会中の継続調査申し出について

議長（星野千里君） 日程第9、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10 字句等の整理委任について

議長（星野千里君） 日程第10、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

議長（星野千里君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る5日に開会されました第4回定例会が、全ての案件を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

定例会中、議員の皆様方には熱心なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、執行部の皆様には、審議のためにご協力を賜り心から感謝申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、閉会後におきましても、諸行事や委員会活動を初め、何かとご多忙のことと存じますが、暑さに向かう折、健康に留意されましてご活躍されますことをご祈念申し上げまして閉会のあいさつといたします。

議長（星野千里君） この際、村長からあいさつの申し出がありますので、許可します。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） 閉会に当たりまして、一言お礼にあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、6月5日から本日までの8日間、一般会計及び特別会計補正予算、人事案件等を慎重にご審議いただき、全議案につきましてご認定いただき、まことにありがとうございました。

この間におきましていろいろなご意見やご提案もいただきましたことや、ご指導賜りましたことは今後の行政執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと考えています。

夏の観光シーズンに入りまして、尾瀬の山開きを始めとして、16日は武尊山、20日には白根山、そして7月1日は至仏山の山開きが予定されています。今シーズンも多くのお客様に訪れていただくことを期待するものであります。

農業も大変忙しい時期となりましたが、天候に恵まれ、農作物が順調に生育し、昨年以上の成果となるよう願っております。

8日には、関東地方も梅雨入りしました。これからしばらくうっとうしい日々が続くと思いますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、議会活動にご活躍くださいようお願い申し上げます、閉会に当たってのお礼のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（星野千里君） 以上で会議を閉じます。

平成27年第4回片品村議会定例会を閉会します。

午前10時35分 閉会